

16. その他のサービス

1. 郵便等による不在者投票制度

選挙の際、投票所へ行くことができない場合は郵便等で投票できます。

【対象者】

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者 手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者 手帳	両下肢、体幹	○	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○
介護保険の 被保険者証	要介護状態区分				
	要介護5				

※郵便投票を希望される場合は、あらかじめ選挙委員会に申請する必要があります

また、上記の対象者以外にも対象となる方がいます。詳細については市選挙委員会事務局までお問い合わせください。

◆その他 代理記載人による代筆の制度や、福祉施設入所者の不在者投票制度もあります。

《問い合わせ先》市選挙管理委員会事務局 電話 71-2031

民間事業所の生活支援サービス（ホームヘルプ等）もあります！

民間事業者と個人契約をし、介護保険ではまかなえない部分の生活支援サービス（ホームヘルプサービスやその他生活支援サービス）を有償でうけることができます。

2. 生活支援体制整備事業

高齢者が地域で安心して自分らしく暮らせることを目的に、住民同士の支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」が、市内5地域で活動しています。また、地域に住むさまざまな立場の人たち（NPO・シルバー人材センター・地区社協・民生児童委員など）とともに「協議体」を組織し、支え合いの地域づくりに向けた活動をしています。

■ 生活支援コーディネーターとは

生活支援コーディネーターは、地域における生活支援や介護予防の取組を推進しています。市では、市全域を第1層、市内5地域（豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域）を第2層とし、それぞれにコーディネーターを配置し、活動をしています。

地域に出向き、地域の中でどんな活動や支え合いがあるのか、どんなことに困っているのかを把握し、サロン活動の活性化や新たな生活支援づくりをお手伝いします。

【活動内容】

- ・健康体操グループや高齢者サロンなどの立ち上げ支援
- ・高齢者サロンなどの企画、運営などの助言
- ・住民主体の生活支援（家事支援、移動支援、見守り活動など）の立ち上げ支援
- ・支え合いの地域づくりに向けた「地域学習会」、「ワークショップ」の開催支援
- ・団体、グループ間をつなぐネットワークづくり
- ・支え合い活動をしたい人や利用したい人を団体や活動につなぐ
- ・生活支援コーディネーターが、地域の支え合い情報や活動内容を伝えるために、地域ごとに生活支援体制整備事業広報紙「ほほえみのわ」を発行しています。

■ 協議体とは

地域で生活支援や介護予防を行っている団体等の皆様と定期的な情報共有、連携強化の場として「協議体」を設置しています。生活支援コーディネーターを支えるとともに、さまざまな立場の人たち（NPO法人、シルバー人材センター、地区社協、民生児童委員など）が一緒になって支え合いの地域づくりに向けて協議をしています。地域にあるつながりを大切に、地域課題に対して、必要な活動等を考えながら、さまざまな団体と協働・連携した新たな取組を進めています。また、第1層では協議体活動を推進、充実するために、各協議体の活動報告とテーマに基づいた先進地の事例を交えた研修会を開催しています。

【活動内容】

- ・社会参加のための高齢者の足の確保のための学習
- ・関係団体の課題等の情報共有とそれに対する支援
- ・地域の素敵な活動（お宝さがし）と、地域の担い手の発掘
- ・区における支え合い活動を支援するための学習会、ワークショップの実施
- ・協議体で把握した地域にある支え合い・助け合いの情報を地域ごとに「生活支援サービスガイドブック」として、まとめています。

■ お問い合わせ先（生活支援コーディネーター所属・連絡先）

生活支援コーディネーターに、お気軽にご相談ください。

安曇野市：高齢者介護課介護予防担当	電話 72-9986
豊科地域：NPO法人 JA あづみくらしの助け合いネットワークあんしん	電話 71-2828
穂高地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 穂高支所	電話 82-2940
三郷地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 三郷支所	電話 77-8080
堀金地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 堀金支所	電話 73-5288
明科地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 明科支所	電話 62-2429

3. 安曇野市地域見守り活動に関する連携協定

市では、高齢者や障がい者の、孤独死の未然の防止や、徘徊による事故防止及び徘徊時の発見等に努めるために、見守り活動等に関する協力連携をするための協定を、市内の様々な民間事業者、法人、団体の皆様と締結しています。



■ 対象者

市内の高齢者や障がい者の方

■ 活動時間・場所

常時・安曇野市内

■ 活動内容

- 協定締結者は、日常業務や近所づきあいなどで独居の高齢者等宅を訪問した際に、徘徊などの様子が見られる、最近姿を見かけない、その他の事故につながると推測される状況又は、あきらかな異変を察知した場合、緊急時には警察署や消防署へ通報を行うほか、必要に応じて、市に連絡する見守り活動を実施します。
- 市は、協定締結者から異変を察知した旨の連絡を受けた場合は、速やかに安否確認を行うほか、日頃からの見守りや支援が必要だと判断される高齢者等には、民生児童委員等と連携し、必要な支援を行なっていきます。
- 安曇野市地域見守り活動では、締結した皆様と連携、協力し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

【見守り協定締結団体】

- ・ 一般社団法人安曇野市医師会
- ・ 安曇野市歯科医師会
- ・ 安曇野市区長会
- ・ 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会
- ・ 特定非営利活動法人 JA あづみ
くらしの助け合いネットワーク あんしん
- ・ 特定非営利活動法人コミュニティーケアサポート
- ・ 株式会社長野環境システム
- ・ 有限会社ペーパー・シャワーズまかせて安曇野
- ・ 株式会社アルカサル
- ・ 株式会社八十二銀行 明科支店
- ・ 株式会社デリシア
- ・ NTP（エヌティーピー）トヨタ信州株式会社 穂高店
- ・ おきに合同会社
- ・ 株式会社スズケン長野営業部 塩尻支店
- ・ 明治安田生命保険相互会社松本支社 安曇野営業所
- ・ 安曇野市在宅医療連携推進協議会
- ・ 安曇野市薬剤師会
- ・ 安曇野市民生児童委員協議会
- ・ 安曇野市介護保険事業所連絡協議会
- ・ 安曇野市内郵便局
- ・ 有限会社小林商事
- ・ 有限会社宗明会
- ・ 長野ダイハツ販売株式会社
- ・ 特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会
- ・ ウエルシア 安曇野豊科店
- ・ 第一生命保険株式会社 松本支社
- ・ 株式会社長野銀行 豊科支店
- ・ 生活協同組合コープながの
- ・ 中北薬品株式会社

令和5年2月現在

■ 問い合わせ先（登録等に関すること）

この活動にご協力いただける団体の皆様のご連絡をお待ちしています。随時受付しています。

○本庁 高齢者介護課 介護予防担当 中央地域包括支援センター 電話 72-9986

■ 連絡先

情報提供の連絡先 電話 71-2253（福祉課福祉政策担当）

夜間・休日の連絡先 電話 71-2000（代表）

4. 安曇野市見守りシール交付事業

1 概要

認知症症状等により行方不明になる可能性のある高齢者等の介護者等を対象に、「安曇野市見守りシール」の交付事業を行っています。このシールを身につけることで、保護対象者が行方不明になった際に早期発見、保護に繋がります。

2 交付対象者

- (1) 65歳以上の高齢者で認知症症状等により外出時に行方不明になる可能性がある方
- (2) 40歳以上65歳未満で主治医意見書で認知症と診断され、外出時に行方不明になる可能性のある方

3 シールの特徴

シールの初回交付は無料です。
耐洗ラベルタイプ（アイロン可）と蓄光シールタイプ（アイロン不可）があります。

▼ 安曇野市見守りシール（見本）



4 シールの使用方法

このシールを使用するためには、事前に高齢者介護課介護予防担当へ相談し保護対象者の個別情報（保護時の注意事項、発見時の通知メールアドレス等）の登録が必要となります。

「安曇野市見守りシール」のQRコードを読み取ることで、介護者等へ発見メールが自動送信されます。その後、表示されるインターネット上の伝言板を通し、直接居場所や安否の確認、引き渡しを行うことができます。この際、発見者は個人情報を知らせる必要はありません。

5 市民の皆様へ

このシールは「援助を示すマーク」です。

街中等で見かけたとき、まずはそっと見守り、余裕があれば斜め前から優しくお声がけをしてください。そしてカメラをご本人の正面から向けないようにそっとQRコードを読み取ってください。QRコードが読み取れない場合は、その下に記載された識別コード（上記見本：AA0000）を安曇野市高齢者介護課または安曇野警察署、体調不良等の場合は消防署等へ連絡してください。

イメージ図



6 問い合わせ先

安曇野市 福祉部 高齢者介護課 介護予防担当（電話 71-2474）までご相談ください。